

新潟国際情報大学学生クラブ活動規程

第1章 総則

(目的)

第1条 学生クラブ活動は、学生がクラブ団体に積極的に参加し、その活動をとおして専門知識や教養、あるいは競技能力を高め、自らの人格の育成を図ることを目的とする。

(団体の種類)

第2条 新潟国際情報大学において学生クラブ活動を行う団体を、クラブ団体と総称する。

2 クラブ団体は、公認団体及び同好会の2種類とする。

3 公認団体はスポーツ部及び文化・学術研究部の2種類に区分する。

4 公認団体は強化指定部になることができる。強化指定部の選定は、学生部が主体的に行う。

5 公認団体は活動実績に基づく推薦入学試験の対象になることができる。当該対象の選定は、学生部が主体的に行う。

(団体の名称)

第3条 公認団体は、活動内容を普通名詞で表した名称を付さなければならない。

2 公認団体は、原則として名称の末尾に「部」を付さなければならない。また、「サークル」「同好会」を含む名称を付すことができない。

3 公認団体は、前項における「末尾」の後に固有名詞による副称を付すことができる。また、この副称を含めて当該団体の名称とする。

4 同好会は、名称の末尾に「同好会」を付すことが望ましい。また、「部」を含む名称を付すことができない。

5 クラブ団体の名称にできる文字は、日本語で表記可能でかつ、多くのコンピュータで使用可能なものに限る。すなわち、機種依存文字等を使用することはできない。なお、外国語における標準語の表記は認める。ただし、その場合はカタカナ表記及び意味も併記すること。

6 クラブ団体において、公序良俗に反する名称を付すことはできない。

(公認団体の活動の条件)

第4条 公認団体は、規程を作成しなければならない。

2 公認団体スポーツ部は、学生連盟(または活動内容に関連する組織)への登録をしなければならない。

3 公認団体スポーツ部は、学生連盟(または活動内容に関連する組織)が主催する大会・記録会等の学外活動を4月1日から翌年の3月31日までの間に少なくとも1回は行わなければならない。

4 公認団体文化・学術研究部は、学生連盟(または活動内容に関連する組織)が存在する場合、当該連盟への登録をすることが望ましい。

5 公認団体文化・学術研究部は、大学祭で活動内容に沿った発表を行わなければならない。但し、学外における重要な催事(舞台芸術の全国大会等)と日程が重複した場合は、この限りではない。

6 公認団体文化・学術研究部は、大学祭の他にも学外活動を行うことが望ましい。また、大学祭が開催されなかった場合、活動内容に沿った学外活動を4月1日から翌年の3月31日までの間に少なくとも1回は行わなければならない。

第2章 組織

(教員の責任者)

第5条 公認団体には部長を置かなければならない。また、同好会には任意で顧問を置くことができる。

2 部長及び顧問は専任の教員とする。

3 部長が海外研修等で長期不在となる場合は、部長代行を置かなければならない。また、当該部長が長期不在から復帰した時点で、部長代行は自動的に解任される。

4 専任の教員は、複数のクラブ団体の部長及び顧問を兼任することができる。

(学生の役員)

第6条 学生代表者として、公認団体スポーツ部には主将、公認団体文化・学術研究部及び同好会には学生代表を置かなければならない。

2 学生副代表者として、公認団体スポーツ部には副主将、公認団体文化・学術研究部及び同好会には副学生代表を置かなければならない。

3 クラブ団体には会計を置かなければならない。

4 主将又は学生代表、副主将又は副学生代表、会計を、役員と総称する。

5 役員は当該クラブ団体に所属する学生の中から選出する。但し、複数の公認団体の主将又は学生代表を兼任することはできない。

6 次の各号のいずれかに該当する学生は、役員になることはできない。

一 海外派遣留学中の学生

二 休学中の学生

三 正規の就業年数を超えた学生

四 所定の進級要件を満たさず留年した学生

(入部・入会制限の禁止)

第7条 クラブ団体は全学生に門戸を開放し、学年、学部、学科、性別等による入部・入会制限を設けてはならない。但し、公認団体においては、競技種目や活動内容の特性を考慮した上で性別による入部制限を設けることができる。

(学生数)

第8条 クラブ団体の学生数は、原則として5名以上とする。但し、公認団体スポーツ部のうち、団体競技種目であるものの学生数は、原則として1チームの人数以上とする。

2 前項の学生数を満たしていない場合であっても、公認団体の継続時に限り、対外的な事情等を考慮した上で条件付きで継続を認める場合がある。

第3章 会議

(部長会議)

第9条 学生部、公認団体の部長からなる会議(部長会議)を設ける。部長会議は学生部長の主催により定例、又は必要に応じて開く。

2 部長会議において、議事録を作成しなければならない。

(主将・学生代表会議)

第10条 クラブ団体の主将、学生代表及び学友会役員からなる会議(主将・学生代表会議)を設ける。主将・

学生代表会議は学友会長の主催により定例、又は必要に応じて開く。

2 主将・学生代表会議において、議事録を作成しなければならない。

第4章 結成、継続、昇格、選定、認定

(結成)

策 11 条 同好会を新規に結成する場合は、所定の申請書に必要事項を記入し、所定の方法で大学に提出しなければならない。また、申請は随時可能である。

2 原則として、公認団体を新規に結成することはできない。同好会からの昇格に限る。

(継続)

第 12 条 クラブ団体を継続する場合は、所定の申請書に必要事項を記入し、所定の方法で 1 月末日までに大学に提出しなければならない。期日までに届出のないクラブ団体は原則として継続を認めない。

(昇格)

第 13 条 公認団体への昇格を希望する同好会は、所定の申請書に必要事項を記入し、所定の方法で 1 月末日までに大学に提出しなければならない。期日までに届出のない同好会は原則として昇格を認めない。

2 公認団体への昇格を希望する同好会は、新規に結成されてから概ね 1 年以上活動していなければならない。

3 公認団体への昇格を希望する同好会は、1 月末日現在で 1 年次と 2 年次の学生数の合計が 5 名以上でなければならない。なお、3 年次以上の学生も入部可能である。

4 公認団体スポーツ部への昇格を希望する同好会は、学生連盟(または活動内容に関連する組織)への登録条件を満たしていることを事前に確認しなければならない。また、昇格後、直ちに当該組織への登録をしなければならない。

5 公認団体文化・学術研究部への昇格を希望する同好会は、前年の 4 月 1 日から 1 月末日までの間に、活動内容に沿った大学祭での発表または学外活動を行っていないなければならない。

6 既に認定されている公認団体と活動内容が全く同一である同好会は、公認団体に昇格できない。

7 公認団体がスポーツ部と文化・学術研究部の区分の変更を希望する場合も、昇格に準ずる手続とする。

(選定及び認定)

第 14 条 学友会長は提出された申請書をもとに、クラブ団体の選定を行う。

2 学生部は提出された申請書をもとに、クラブ団体の認定を行う。

(認定期間)

第 15 条 2 月 1 日から 12 月 31 日までに新規に認定されたクラブ団体の認定期間は、認定日から翌年の 3 月 31 日までとする。

2 1 月 1 日から 1 月末日までに新規に認定されたクラブ団体の認定期間は、認定日から当年の 3 月 31 日までとする。

3 前年度から継続しているクラブ団体の認定期間は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間とする。

4 同好会から昇格した公認団体の認定期間は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間とする。

第5章 活動及び報告

(部費及び助成金)

第 16 条 公認団体は所属する学生から部費を徴収しなければならない。

2 クラブ団体は学友会から活動のための助成金を受けることができる。助成金に関する細則は別に定める。

(部室の使用)

第 17 条 公認団体は許可された部室を使用することができる。部室の使用許可及び使用方法に関する細則は別に定める。

(収支報告及び活動状況報告)

第 18 条 公認団体は収支報告書を所定の方法で 5 月末日までに大学に提出しなければならない。

2 クラブ団体は、前年の 4 月 1 日から 1 月末日までの間の活動状況報告書を所定の方法で 1 月末日までに大学に提出しなければならない。

3 クラブ団体は部員・会員名簿を所定の方法で 2 月末日及び 5 月末日までに大学に提出しなければならない。

4 部長、顧問、役員の変更があった場合、クラブ団体は直ちに所定の方法で大学に報告しなければならない。

(学外活動への参加・結果報告)

第 19 条 公式大会等の学外活動に参加する場合は、所定の参加届に必要な事項を記入し、部長の承認を得て、大学に届け出なければならない。又、結果についても、文書で大学に報告しなければならない。

第 6 章 廃止及び降格

(廃止)

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、学生部は当該クラブ団体を廃止する。

一 当該クラブ団体の活動や行動がこの規程や学則等に違反し、学生部が学内外の秩序を乱すと判断した場合。

二 当該クラブ団体がこの規程に定めた条件を満たしていない場合。

三 学生がクラブ団体を解散する場合。

(降格)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、学生部は当該公認団体を同好会に降格する。

一 当該公認団体がこの規程に定めた公認団体の条件を満たしていないが、同好会の条件を満たしている場合。

二 当該公認団体の部長が部長を辞退し 1 ヶ月以上部長が定まらない場合。

三 学生が同好会への降格を希望する場合。

(部室の明け渡し)

第 22 条 公認団体が廃止または同好会に降格となった場合、当該公認団体は部室を速やかに明け渡さなければならない。

第 7 章 雑則

(その他)

第 23 条 この規程に定めのない事項については、学生部が別途定める。

(改廃)

第 24 条 この規程の改廃は、学生部が行う。

附則

この規程は、平成 7 年 5 月から施行する。

附則

この規程は、平成 8 年 10 月から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 24 年 3 月 6 日から施行する。
- 2 「公認団体昇格降格条件」(平成 17 年 7 月 22 日、学友会作成)を廃止する。 —

附則

この規程は、平成 27 年 3 月 13 日から施行する。